平成２７年（フ）第６４６号
埼玉県川越市新宿町１丁目11番地19（シティ川越305号室）、前住所埼玉県志木市上宗岡５丁目20番24号
破産者　新井　健二
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１５号
埼玉県入間郡毛呂山町南台３丁目２番地11
破産者　筋野　浩之
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０４号
埼玉県川越市岸町２丁目33番地２（ドリーミ静105号室）、前住所埼玉県上尾市大字平方2594番地８
破産者　河野　陽子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８８号
奈良市菅原町112番地の３　１号
破産者　水流　清和
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目16番11号
破産者　田原　　要
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６２０号
北九州市小倉南区貫弥生が丘２丁目20番15号
破産者　立花　幸夫
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６３９号
北九州市八幡西区南王子町12番24―202号
破産者　渡邉　　貫
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９号
佐賀県鹿島市大字音成丁1137番地34
破産者　有森　勝恵
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市二里町大里甲1177番地
破産者　里山　出穂
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０６号
佐賀県伊万里市木須町5555番地23
破産者　野村　康浩
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２４３号
沖縄県糸満市字真栄里2058番地の２　リーヴル沖縄1001号
破産者　灘　　勇佑
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４３０号
札幌市豊平区中の島２条10丁目３番４―307号
破産者　戸松　泰代
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６４５号
北海道北広島市大曲中央２丁目３番地１　フロンティアプラザ大曲405号
破産者　前山　明美
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７８号
宮城県富谷市富ケ丘１丁目22番３―202号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町日吉台２丁目20番地６
破産者　松本　匡州
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
仙台市太白区八木山香澄町34番13―502号
破産者　渡邉　裕子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２７号
仙台市青葉区水の森３丁目30番20―303号
破産者　吉田裕美子（旧姓末谷）
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
川崎市宮前区平５丁目３番４号　プレセゾン宮前Ｄ　102、前住所秋田県南秋田郡五城目町字下夕町72番地32
破産者　佐々木文敏
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１号
秋田県男鹿市船川港船川字柳沢70番地６
破産者　目黒　達矢
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１号
秋田市手形字中谷地58番地１　ストークマンションしたむら205号
破産者　永井　　晃
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部